

職権による道路の指定の取消し基準の制定について（概要）

1 職権による道路の指定の取消し基準とは

建築基準法（以下「法」といいます。）の道路として指定されたもの（法第42条第1項第4号、第5号及び同条第2項に規定する道路。それぞれ以下「1項4号道路」、「位置指定道路」及び「2項道路」といい、まとめて「指定道路」といいます。）については、その全てが公道に移管されて、法第42条第1項第1号に規定する道路（以下「1項1号道路」といいます。）となっている場合等、指定の意義が実質的に失われている場合は、特定行政庁の職権により指定を取り消すことができることとなっています。本基準は、職権による指定道路の取消しについて具体的な基準を定めるものです。

2 取消し基準の概要

(1) 取消しの対象となる指定道路

ア 1項1号道路を包含する位置指定道路【図A・B】

現に公道として整備され、位置指定道路の指定範囲の一部が宅地となっており、当該位置指定道路を道路として復元させる意義が実質的に失われているもの

イ 1項1号道路に包含されている位置指定道路【図C】

現に公道として整備され、位置指定道路が公道に包含されているもの

ウ 指定後に道の築造が行われていない位置指定道路【図D・E】

現に指定の基準に適合している道がなく、道路が築造されていないもの

エ 市街地再開発事業又は土地区画整理事業の区域内の位置指定道路及び2項道路【図F】

市街地再開発事業又は土地区画整理事業の施行により、道路の形態がなくなったもの

オ 都市計画法第11条第1項各号に規定する都市計画施設の区域内にある位置指定道路及び2項道路【図G】

都市計画施設の区域内にある位置指定道路で、当該施設の整備に関する都市計画事業の施行により、道路の形態がなくなったもの

カ 2項道路の片側が開発行為等で拡幅されて1項1号道路又は1項2号道路となっている場合の当該2項道路【図H】

2項道路の片側が開発行為等により中心2mを超えて拡幅し、既に1項1号道路又は1項2号道路となっており、当該2項道路を廃止しても法第43条第1項の規定に抵触する敷地がないもの

キ 道路法等による事業の執行により、現に道路が整備され、1項1号道路又は1項2号道路となっている1項4号道路

現に道路として整備され、計画のとおり1項1号道路又は1項2号道路として整備されたもの

ク 指定日から2年を超えて、なお前号に掲げる事業が執行されていない1項4号道路

2年以内に事業が執行される予定のものとして指定したものの、計画の変更等により事業が執行されなくなったことにより、指定の意義が失われているもの

(2) 取消しの条件

ア 取消しにより、接する敷地が法第43条第1項及び同第3項の規定による条例の規定に抵触しないこと

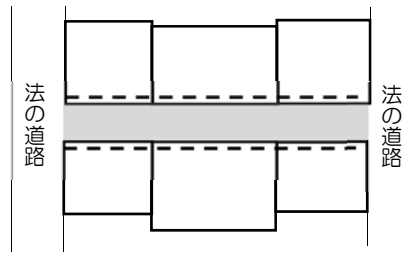
イ 取消しにより、残存する位置指定道路が指定当時の指定基準に抵触しないこと

ウ 交差点間において取り消すものであること（前号エ、オは除く。）

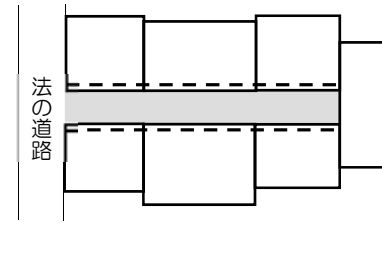
エ 沿道の住民等による道路の築造・後退の意思がないこと

【解説図】

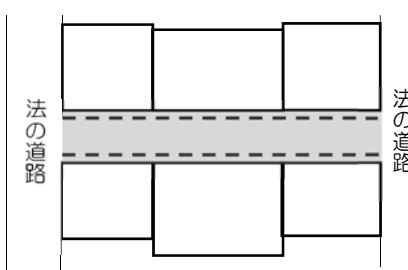
A 1項1号道路を包含する位置指定道路（通り抜け）



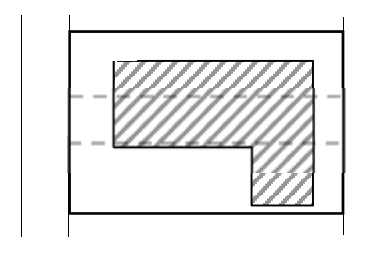
B 1項1号道路を包含する位置指定道路（行き止まり）



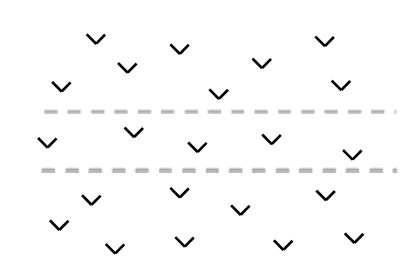
C 1項1号道路に包含される位置指定道路



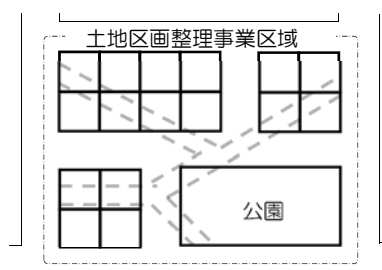
D 道の築造がされていない位置指定道路



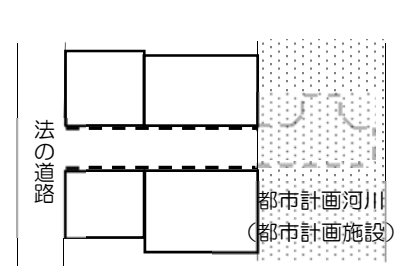
E 道の築造がされていない位置指定道路



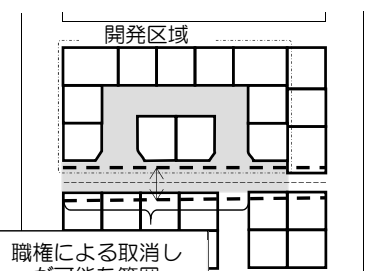
F 土地区画整理事業区域等内の指定道路



G 都市計画施設の区域内にある指定道路



H 開発等で拡幅されている2項道路



〈凡例〉 ———：敷地境界線 - - - - : 指定道路の線形 ■■■■ : 公道（1項1号道路）
 ■■■■ : 建築物 ∨ : 畑 ■■■■ : 都市計画河川